

酒田市生涯学習指導者登録要項

1 目的

生涯にわたり、主体的に自ら学び、公益の心を受容する生涯学習社会を実現するため、専門知識や技能を持つ指導者を登録し、市民に情報を提供することによって、生涯学習活動を行う市民・団体等を支援するとともに、生涯学習の推進を図る。

2 登録の種別

生涯学習指導者 講義や講演などで直接、受講生に対して指導や教授を行う者

3 登録資格者

生涯学習指導者登録に同意できる者で、次の要件を満たす者

- (1) 市内在住・在学・在勤者で20歳以上の者
- (2) 生涯学習活動に深い理解と熱意があり、健康な者
- (3) 文化・教養・芸術・レクリエーション等について、特技学識を持ち、低廉な謝礼で指導や助力のできる者
- (4) 市内で指導、活動できる者
- (5) 指導者の地位を利用しての営利・宗教・政治活動をしない者
- (6) その他市長が認めた者

4 登録の期間等

- (1) 登録の期間は、登録した日から3年間とする。ただし、更新・登録内容の確認調査は3年に一度とする。
- (2) 登録の内容は、生涯学習の目的以外に使用しない。また、申出により随時、登録の内容の変更・抹消をすることができる。

5 登録の申込・変更・取消方法

- (1) 酒田市生涯学習指導者登録（申込・変更届・取消届）書（様式1-1）に記入のうえ、教育委員会社会教育課社会教育係に持参すること。
- (2) 登録者の活動がこの制度の目的、登録資格に反するとき、また、生涯学習指導者としてふさわしくない活動状況があったときは、登録を取り消すことができる。

6 情報の公開

- (1) 市ホームページへの掲載は、指導者登録申込書の同意を得た事項とする。
- (2) 市のホームページでの公開については、一定の人数に達した時点で実施する。

7 問い合わせ先

提出先 〒998-0034

酒田市中心西町2-59 酒田市教育委員会社会教育課社会教育係

(Tel 0234-24-2993 Fax 0234-24-5780)